

としまスタートアップオフィス条例を公布する。

平成29年3月28日

豊島区長 高 野 之 夫

## 豊島区条例第20号

### としまスタートアップオフィス条例

#### (目的)

第1条 この条例は、としまスタートアップオフィス（以下「オフィス」という。）の設置、管理及び使用料について必要な事項を定め、区内における創業及び区内中小企業の経営革新を支援し、区内産業の活性化を図ることを目的とする。

#### (設置)

第2条 オフィスを次のとおり設置する。

名称	位置
としまスタートアップオフィス	東京都豊島区西池袋二丁目37番4号

#### (開館時間)

第3条 オフィスの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、区長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

#### (休館日)

第4条 オフィスの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(1) 1月1日から同月3日まで

(2) 12月29日から同月31日まで

(3) 毎月最終月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は前号に掲げる日に当たるときは、その前の週の月曜日）  
(事業)

第5条 オフィスは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) オフィスの利用に関すること。

(2) 区内における創業支援に必要な事業

(3) 区内中小企業の経営革新支援に必要な事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第6条 オフィスの施設として、シェアードデスクを設ける。

(利用の手続・承認)

第7条 区長は、オフィスを利用しようとする者を公募するものとする。

2 前項の公募の方法及び手続は、規則で定める。

3 オフィスを利用しようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

4 区長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画の内容その他必要な事項を審査し、利用を適当と認める者に対し、オフィスの利用を承認する。ただし、利用を適当と認める者の数が当該募集の定員を超える場合は、区長は、当該申請を行った者について、規則で定める方法により前項の申請に対する承認（以下「利用承認」という。）の可否を決定するものとする。

(利用条件)

第8条 オフィスの利用申請者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 個人又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 区内で創業しようとする者又は創業後3年以内の者であること。
- (3) オフィスの利用期間終了後、区内において引き続き事業を行おうとする意思を有する者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。

（利用の不承認）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認をしない。

- (1) 第1条に定める目的に違反すると認められるとき。
- (2) 第7条第3項の規定による申請を行った者が、第8条各号に規定する要件を備える者でないとき。
- (3) 第7条第4項ただし書の規定により利用承認を否とする決定をしたとき。
- (4) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（利用期間）

第10条 オフィスの利用期間は、3年以内とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、同項の利用期間終了後引き続き利用する必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、2年を超えない範囲内で利用期間を延長することができる。ただし、利用開始時にすでに創業している者は、創業後5年を超えない範囲で延長することができる。

(使用料)

第11条 オフィスの使用料の額は、利用承認を1単位として月額1万円とする。

2 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、毎月末日までに、当月分の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 区長は、規則で定めるところにより、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第14条 利用者は、オフィスに特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。

ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可事項)

第16条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に区長の許可を受けなければならない。

- (1) 事業計画を変更しようとするとき。
- (2) 1月以上オフィスを利用しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。

(届出事項)

第17条 利用者は、企業名の変更その他規則で定める事由が生じたときは、区長に届け出なければならない。

2 利用者は、承認されたオフィスの利用期間の終了日前にオフィスの利用を終了しようとするときは、区長に届け出なければならない。

(利用承認の取消し等)

第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者が利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者が不正行為により利用承認を受けたとき。
- (3) 利用者が正当な事由なくオフィスの使用料を滞納したとき、又は3月以上滞納したとき。
- (4) 利用者が破産手続開始の決定、後見開始の審判等により正常な利用関係を維持できなくなったとき。
- (5) 利用者が施設を故意又は重大な過失により損傷したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用者が第1条に定める目的に反する行為をしたとき。
- (7) 利用者が第8条第1号又は第3号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (8) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は区長の指示若しくは命令に違反したとき。
- (9) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、工事その他の区長がセンターの管理上特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、また同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長がこれを執行し、その費用を徴収する。

(損害賠償)

第20条 オフィスに、自己の責に帰すべき理由により損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。